



C 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急措置の設備を有していること。

■ 運動の実践指導において、救急時への対応としてどのようなことを準備していますか？

ねらい

運動の実践指導を安全に実施できるようにします。

基本的 考え方

いざという時に運動指導実施者が適切な対応を取れなければなりません。そのためには必要な体制、設備が整えられていること、実施者が教育訓練を十分に受けていることが必要です。

[委託基準の遵守]

● 少なくとも、救急対応できる体制として以下の事項を整備している必要がある。

1. 緊急時の対応マニュアルがある。
 - 責任者を明確にしている。
 - 緊急時の連絡体制を明確にしている。
 - 救急車が来るまでの対応を明確にしている。
2. 緊急時の対応マニュアルがある。
 - 医薬品セット
 - ベッド
 - テーピングセット
 - 酸素呼吸器
 - 自動体外式除細動器等
3. 運動指導実施者に対し、救急時対応のトレーニングを実施している。
 - 新規採用(配置)時のBLS(Basic Life Support)教育訓練
 - 定期的なBLS教育訓練
 - 教育訓練の実施を記録し、保存している。
4. 緊急時に対応できるように施設を作っている。
 - 施設のすぐそばまで救急車が入れる。
 - 運動指導の部屋までストレッチャーがスムーズに入れる。

D 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること。

■ 貴社(機関)では、受動喫煙を防止するために、どのような設備やルールを設けていますか？

ねらい

対象者の受動喫煙
を防止します。

基本的
考え方

受動喫煙の防止には、敷地内禁煙や全館禁煙または喫煙場所を定め、たうえて喫煙室から煙が漏れない構造になっているか、いずれかの対策を行ってなければなりません。

[委託基準の遵守]

- 敷地内禁煙、全館禁煙、または周囲に煙が漏れないような喫煙場所を定めている。
- 屋内に喫煙室がある場合には、以下の状態を保っている。
 1. 屋外排気型である。
 2. 非喫煙場所から喫煙場所に向かう秒速0.2メートルの気流を保っている。



3 保健指導の内容に関する基準

A 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。

■ 貴社(機関)で提供される保健指導プログラムに関して、以下についてお答えください。

- Q1 標準的な健診・保健指導プログラムに準拠するために、どのような対応や確認をしていますか？
- Q2 科学的根拠に基づくために、どのような取組みをしていますか？
- Q3 どのようにして、対象者ごとの特性に考慮していますか？
- Q4 どのようにして、地域、職域の特性に考慮していますか？

ねらい

保健指導サービス事業者によって提供される保健指導は、保健指導実践者によるばらつきを防ぎ、標準的プログラムに準拠したものであるとともに最新の科学的根拠に基づくよう、適切な保健指導マニュアルを作成して、それに基づき実施される体制を構築します。

基本的 考え方

提供される保健指導が本項目を満たすためには、自社(機関)内で標準的プログラムに準拠し、科学的根拠に基づくマニュアルを作成し、マニュアルを用いて保健指導実践者の研修を行う必要があります。マニュアルは、対象者や地域、職域の特性に応じて柔軟に対応できる内容でなければなりません。

[委託基準の遵守]

- 提供される保健指導プログラムのマニュアルが存在している。
- マニュアルの内容は、標準的プログラムに準拠している。
- 内容が科学的根拠に基づいている。
- 対象者の特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 委託元の要望や特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 作成されたマニュアルを、確実に保健指導の実践に結びつくよう、すべての保健指導実践者に配布し、研修の機会に活用している。

B 具体的な保健指導プログラム(支援のための材料、学習教材等を含む)は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。

■ 具体的な保健指導プログラムについての医療保険者との間での協議に関して、以下にお答えください。

Q5 どのようにして協議していますか？

Q6 その担当者はどのような資格または経験を有していますか？

ねらい

保健指導プログラムは、委託元のニーズに合った内容であることを確保するとともに、実施後のトラブルを避けるために、プログラムの内容について了解を得る必要があります。

基本的 考え方

保健指導プログラムには、対象者の選択、保健指導の内容、保健指導実践者、教育材料、評価方法等、提供されるサービス全体が含まれます。これらについて、医療保険者との間で協議・確認した上で、契約を締結し、保健指導サービスが提供される必要があります。

[委託基準の遵守]

- 保健指導プログラムについて知識を有する担当者(医師、保健師、管理栄養士であり、一定の研修を受けた者)が、医療保険者との間で具体的に協議し、その内容について了解を得て実施することを明確にしている。



C 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取組むこと。

■ 支援のための材料、学習教材に関して、以下についてお答えください。

Q7 支援のための材料、学習教材としては、どのようなものを活用していますか？

Q8 材料、学習教材が最新の知見、情報に基づくよう、どのような取組みを行っていますか？

Q9 保健指導実践者が、支援のための材料、学習教材が適切に利用できるよう、どのような取組みを行っていますか？

ねらい

保健指導において、その効果を高めるために、最新の知見に基づく支援のための材料、学習教材を用意することが有効です。

基本的 考え方

個人の健康状態にあった指導を行い、継続的な生活習慣の改善を支援するための材料や学習教材を用意して、保健指導およびフォローアップを行います。これらの作成や選択にあたっては、専門家のアドバイスを基づくとともに、最新の知見を盛り込むために定期的に見直される必要があります。

[委託基準の遵守]

● 支援のための材料、学習教材として、以下のようなものが存在する。

1. 個人の健康情報の分析結果
2. 生活習慣改善を継続的に支援するためのシートやソフトウェア
3. 腹囲の自己測定のためのツール
4. 栄養に関する指導に用いるフードモデル
5. 健康状態に合わせて配布するパンフレットなど

● 常に最新の知見、情報に基づくよう、以下の取組みが存在する。

1. 定期的な内容の見直しを行う計画がある。
2. 組織内外のメタボリックシンドロームに関する専門家等のアドバイスを得ている。

● 材料や教材を保健指導実践者が適切に使用できるように、活用方法に関する説明や研修を行っている。

D 個別指導を行う場合はプライバシーが保護された場で行われること。

■ 対象者のプライバシーを保護するための対応について、以下の場合ごとにそれぞれお答えください。

Q10 自社(機関)の施設内で個別面接を行う場合

Q11 自社(機関)の施設内等で電話による支援を行う場合

Q12 自社(機関)の施設内等でFAX(手紙)による支援を行う場合

Q13 委託先に訪問して、個別面接を行う場合

ねらい

保健指導において、対象者の
プライバシーを保護する環境
づくりを行います。

基本的 考え方

個別面接を行う際に、周囲から見られない、話が聞こえないといった環境づくりをします。また電話相談を行う場合にも、プライバシーへの配慮が必要です。

[委託基準の遵守]

- 自施設および委託先での個別面接において、他者から見えない及び聞こえないよう、以下のような配慮を行っている。
 1. 自社(機関)内で実施する個別面接においては、周囲への声が洩れない個室を確保している。
 2. 訪問先において、外部に声の漏れない個室を確保するよう要請する。また、それが困難な場合には、衝立などで視野を遮るなどの工夫をする。
- 施設内などから電話による支援を行う場合には、部外者が立ち入らないように管理している。
- 施設内でFAX(手紙)による支援を行う場合には、保健指導実践者からの手紙・FAXおよび対象者からの返書を確実に管理している。
- FAXの誤送信、メールの誤送信を、送信記録を用いて定期的にチェックしている。



E 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。

■ 保健指導を行った対象者および医療保険者等の委託元からの問い合わせの窓口に関して、以下にお答えください。

Q14 問い合わせの窓口を設けていますか？

Q15 問合せ窓口をどのような方法で、対象者に明示していますか？

Q16 窓口に寄せられた問い合わせへの主な対応者は誰ですか？

ねらい

保健指導終了後などに対象者が具体的な実行方法や資料の内容などに対して質問が寄せられることがあります。それらに適切な対応をするための問い合わせ窓口の体制を整備し、対応の流れを明確にします。

基本的 考え方

問い合わせ窓口は、委託医療保険者や保健指導の対象者に明示されていなければなりません。また保健指導の内容に関する事項に対する内容であれば、相談を寄せた対象者に保健指導を実際に行った保健指導実践者が対応することが望ましいといえます。問い合わせ内容によっては、他の専門スタッフのサポートが必要になることがあります。

[委託基準の遵守]

- 保健指導の対象者および委託元からの相談窓口を明確にしている。
- 相談窓口を対象者および委託元に明確に提示している。
- 相談が確実に保健指導実践者またはその他の専門スタッフに繋がるよう、以下の事項について確保している。
 1. 想定される問い合わせの内容に応じて適切な返答者を明確にしている。
 2. 窓口から返答者に繋がるルートや窓口での対応方法を明確にしている。
 3. 問い合わせの内容によっては、専門スタッフの支援が必要になるため、その対応についても明確にしている。

F 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

■ 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者に対して、どのような対応を図っていますか？

ねらい

保健指導を様々な理由で中断した場合、次の機会での保健指導に結びつけることが重要です。

保健指導を中断する理由として、健康意識が低く指導を受ける意欲がない、多忙等を理由に健康行動が続かない、保健指導実践者との人間関係が築けない、など様々な理由があります。その場合であっても、保健指導を受けるように促すとともに、委託元に連絡するなどの対応を図る必要があります。それでも保健指導の実施が困難な場合には、必要な情報の提供を行います。

基本的
考え方

[委託基準の遵守]

● 保健指導を受けなかった者または中断した者については、本人の意思を確認した上で、以下のような対応を実施している。

1. 実施予定日から1週間以内に電話、e-mail、FAXなどによる連絡
2. 連絡にもかかわらず受けない場合、医療保険者への連絡
3. 必要な情報の提供



4 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

※ プライバシーマークを取得していますか？

(取得している場合には、具体的な質問への回答は不要とする。)

A 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。

■ 保健指導内容の報告に関して、以下についてお答えください。

Q1 どのような内容の報告がなされますか？

Q2 報告はどのような媒体で提供されますか？

Q3 保健指導実施後、どの程度の期間で報告されますか？

ねらい

医療保険者が国や支払基金に特定健診および特定保健指導の結果を報告できるよう、標準化した様式で結果を記録し、委託元に提出します。

基本的 考え方

本プログラムにおいて定める電子的標準様式によって記録されていることを確認します。

[委託基準の遵守]

- 保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を含んでいる。
- 適切な電子媒体を用いている。
- 保健指導実施から概ね1ヶ月以内に報告している。

B 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保管・管理されていること。

■ 保健指導記録の保管・管理に関して、以下についてお答えください。

Q4 質問票、アセスメント、指導内容、フォロー状況の各項目はどのように記録されますか？

Q5 どのような内容の報告がなされますか？

ねらい

保健指導の実施を正確に記録し、プライバシーにも配慮して適切に保存します。

基本的 考え方

医療保険者が実施するよう求められている保健指導が確実に行われていることを記録によって確認できるようにしておきます。そのためには、それぞれの記録が正確に残されていること、必要に応じて取り出せるようになっていなければなりません。また、保健指導の記録は、個人のプライバシーに関する情報が含まれることより、十分な配慮が必要になります。

[委託基準の遵守]

- 質問票、アセスメント、指導内容、フォロー状況について、保健指導の具体的な記録方法を明確にしている。
- 決められた方法で記録されていることを確認している。
- 保健指導の実施等において必要な場合には、容易にアクセスできる状態にしている。

C 正当な理由がなく、その業務上知りえた保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。

■ 従業員が、保健指導対象者の個人情報を漏らさないためにどのような対策を講じていますか？

ねらい

保健指導の実施において、対象者の個人情報が漏れないようにします。

基本的 考え方

対象者にかかわる従業員一人ひとりに個人情報保護についての認識を持たせるような教育が行われていることを確認します。

[委託基準の遵守]

- 個人情報の管理について、従業員の教育指導を行っている。



D 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

■ 保健指導記録の保管・管理に関して、以下についてお答えください。

- Q6 個人情報の保護に対する考え方や方針はどのようなものですか？
- Q7 個人情報の保護に関する方針はどのように公開または明示されていますか？
- Q8 個人情報を利用する目的をどのように特定し、公表または通知していますか？
- Q9 個人情報を適正に取得するためにどのような対策を講じていますか？
- Q10 個人情報の正確性をどのようにして確保していますか？
- Q11 安全管理措置をどのように講じていますか？
- Q12 個人情報を扱う従業員の監督をどのように行っていますか？
- Q13 業務を再委託している場合、個人情報保護をどのように監督していますか？
- Q14 個人情報を第三者提供する場合はどのように行いますか？
- Q15 対象者から個人情報の開示、訂正または利用停止についての要望があった場合、どのように対応されますか？
- Q16 個人情報の利用についての問い合わせや苦情についての窓口を設けていますか？
- Q17 苦情についての窓口をどのようにして対象者に明示していますか？
- Q18 窓口寄せられた問合せや苦情への主対応者およびその他対応体制はどのようなものですか？
- Q19 問合せや苦情の内容をどのようにして、社(機関)内にフィードバックしていますか？

ねらい

個人情報の保護に関する
法律およびこれに基づく
ガイドラインを守ります。

基本的 考え方

医療保険者には、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等のガイドラインが守られるような事業者を選択する責任があります。

[委託基準の遵守]

- 個人情報の保護に関する方針があり、明示している。
- 個人情報を利用する目的を特定し、公表または通知している。
- 個人情報を適正に取得するための教育指導を行っている。
- 内容を最新のものに保つための更新の手順を定めている。

●安全管理措置には以下の項目を含んでいる。

1. 個人情報取り扱いに関する社内規定とその運用
2. 安全管理対策を講じるための組織体制
3. 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制および二次被害を防止するための措置
4. 雇用契約時における個人情報保護に関する規程
5. 従業者に対する教育研修
6. 物理的安全管理措置
7. 技術的安全管理措置
8. 個人データが消去されないための保存媒体の劣化防止、検索可能性の確保
9. 不要となったデータの廃棄・消去を確実に行う手順
10. 個人情報の盗難・紛失、窃視を防止するための措置
11. 個人情報を扱う情報管理システムについての安全管理措置
12. 個人情報を扱う情報管理システムについての安全管理措置

●個人情報の取り扱いについてのマニュアルがあること。また、新規従業者に対する教育及び全ての従業者を対象とする定期的な教育がなされており、以下の項目を含んでいる。

1. 適正な個人情報の取得に関すること
2. 個人情報保護についての規程
3. 従業者の扱う個人情報の範囲(アクセス権および制限)
4. 物理的安全管理措置
5. 技術的安全管理措置
6. 個人情報または個人情報を記録した媒体の消去・廃棄に関すること
7. データ漏えいなどの事故発生時の対応

●教育した内容が守られていることを確認する仕組みを作っている。

●再委託先における個人情報の保護を以下の手段により監督している。

1. 契約の中での守秘義務条項
2. 契約内容が遵守されていることの定期的な確認

●個人情報を第三者提供する場合は本人の同意を得ている。

●個人情報の開示、訂正または利用停止についての窓口、手続き方法、手数料が明確に示されており、開示等を行うかどうかの決定について通知している。

●個人情報の利用についての問い合わせ等の窓口が明確に示されており、確実に回答および改善できる体制が整っている。



E 医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

■ 情報システムの安全管理に関して、以下についてお答えください。

Q20 情報システムの安全管理に関する方針はどのようなものですか？

Q21 情報システム上のリスク分析をどのように行っていますか？

Q22 情報システムの組織的安全対策をどのように行っていますか？

Q23 情報システムの物理的安全対策をどのように行っていますか？

Q24 情報システムの技術的安全対策をどのように行っていますか？

Q25 情報システムの人的安全対策をどのように行っていますか？

Q26 情報の破棄について、どのような手順を定めていますか？

Q27 情報システムの改造と保守はどのように管理されていますか？

Q28 オンラインで情報を交換する場合の安全管理をどのように行っていますか？

Q29 情報の真正性をどのように確保していますか？

Q30 情報の見読性をどのように確保していますか？

Q31 情報の保存性をどのように確保していますか？

Q32 情報を外部保存する場合の安全管理をどのように行っていますか？

ねらい

医療情報システムを使用する場合は、個人情報適切に取り扱われるようにします。

基本的 考え方

委託しようとする事業者が医療情報システムを使用する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」が遵守されている必要があります。

[委託基準の遵守]

● 情報システムの安全管理についての方針を定め、以下の項目を含んでいる。

1. 情報システムで扱う情報の範囲
2. 情報の取り扱いや保存の方法と期間
3. 利用者識別、不要・不法なアクセスの防止
4. 安全管理の責任者
5. 苦情・質問の窓口に関すること

● 情報システムで取り扱う情報をリストアップし、安全管理上の重要度に応じたリスク分析を定期的に行っており、以下の脅威を考慮している。

1. 管理上の過誤
2. 機器の故障
3. 外部からの進入
4. 利用者の悪意
5. 利用者の過誤

- 情報システムの安全管理対策を講じるための組織体制を整備しており、以下の項目を定めている。
 1. 情報システム運用責任者
 2. 従業者の責任と権限
 3. アクセス制限、記録、点検等を含むアクセス管理
 4. 安全管理に関する規程や手順書
 5. 実施状況の確認
 6. 事故又は違反への対処
- 安全管理対策の運用管理規程には以下の項目を含んでいる。
 1. 理念(基本方針と管理目的の表明)
 2. 医療機関等の内部の体制、外部保存に関わる外部の人及び施設
 3. 契約書・マニュアル等の文書の管理
 4. 機器の管理
 5. 対象者への説明と同意を得る方法
 6. 監査
 7. 苦情の受付窓口
- 情報システムの物理的安全対策には以下の項目を含んでいる。
 1. 情報システム機器、端末の設置場所の施錠および入退の制限・記録
 2. 盗難、窃視防止のための措置
 3. 機器・装置・情報媒体等の物理的保護(チェーンによる固定など)
- 情報システムの技術的安全対策には以下の項目を含んでいる。
 1. 利用者の識別及び認証方法
 2. IDとパスワードによる方法を用いる場合は定期的なパスワードの変更などの管理
 3. 情報の区分管理とアクセス権限の管理
 4. アクセスの記録
 5. 不正ソフトウェア対策
 6. ネットワーク上からの不正アクセス防止策
- 情報システムの人的安全対策には以下の項目を含んでいる。
 1. 法令上の守秘義務が課せられていない従業者に対しては雇用及び契約時に守秘・非開示契約等を締結すること
 2. 情報システムの取り扱いについてのマニュアルがあること
 3. 従業者に対する教育訓練
 4. 従業者の退職後の個人情報保護規程
 5. 情報システムの異常等で外部受託業者を採用する場合における守秘契約の締結
 6. 保守作業等に関わる作業、作業内容、作業結果の確認
 7. 情報機器設置場所における情報システムにアクセスしない作業後の定期的確認
- 情報の破棄について以下の安全対策を定めている。
 1. 情報種別ごとに、破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定、具体的な破棄の方法
 2. 情報処理機器、個人情報を含む媒体を破棄する手順



- 情報システムの改造と保守について以下の項目を定めている。
 1. 情報システムの動作確認で個人情報を含むデータを使用する場合の守秘義務
 2. 保守要員等による不正アクセス、データの改ざん防止のための対策
- オンラインで情報を交換する場合の安全管理対策には以下の項目を含んでいる。
 1. ネットワーク経路でのメッセージ挿入、ウイルス混入などの改ざん防止
 2. パスワード、本文などの盗聴防止
 3. なりすましの防止対策
 4. 情報を交換しようとする相手の確認
- 情報の真正性を確保する対策には以下の項目を含んでいる。
 1. 故意又は過失による虚偽入力、書き換え、消去及び混同を防止する対策
 2. 作成の責任の所在の明確化
 3. 作成者の識別及び認証
 4. 情報の更新履歴
- 情報の見読性の確保には以下の項目を含んでいる。
 1. 情報の所在管理
 2. 見読化手段の管理
 3. システム障害対策
- 情報の保存について以下の対策を講じている。
 1. ウィルスや不適切なソフトウェア等による情報の破壊及び混同等の防止
 2. 不適切な保管・取り扱いによる情報の滅失、破壊の防止
 3. 記録媒体、設備の劣化による読み取り不能または不完全な読み取りの防止
 4. 媒体・機器・ソフトウェアの整合性不備による復元不能の防止
- 情報の保存について以下の対策を講じている。
 1. 真正性、見読性、保存性の確保
 2. 個人情報の保護
 3. 管理責任、説明責任、結果責任の範囲の明確化

F インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、(1)秘匿性の確保のための適切な暗号化、(2)通信の起点・終点識別のための認証、(3)リモートログイン制御機構により安全管理を行うこと。さらに、(1)インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること、(2)インターネット上で健診データを入手できるサービスを受けることについて必ず本人の同意を得ること、(3)当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピューター・ウイルスの進入等の防止のための安全管理を徹底すること。

■ インターネットを利用した保健指導を行う場合、個人情報保護に関してどのような安全管理を行っていますか？

ねらい

インターネットを利用した保健指導を実施する場合に対象者の個人情報が漏えいしないようにします。

基本的 考え方

インターネットを利用した保健指導は対象者にとっても便利なものですが、個人情報が漏えいするなどの事故には十分気をつけなければなりません。インターネットの利用において考えられる個人情報保護に関する脅威について認識し、安全管理がなされていることを確認します。また、インターネット上でのサービス提供を希望しない対象者については、インターネットを通じて個人情報にアクセスされないような対策が講じられていることを確認します。

[委託基準の遵守]

● インターネット上の安全管理には以下の項目を含んでいる。

1. 暗号化などによる秘匿性の確保
2. 通信の起点・終点識別のための認証
3. リモートログイン制御機構による安全管理
4. インターネット上で取り扱う情報の性質に応じて複数のパスワードを設けること
5. インターネット上でサービスを提供することについて同意を得ていること
6. 同意しない個人についてはインターネットから個人情報にアクセスできないような措置を講じること



G 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限り提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

■ 保健指導結果の分析等を行うために情報を外部に提供する場合の個人情報の匿名化に関して、以下についてお答えください。

Q33 どのようにして個人情報を匿名化しますか？

Q34 提供する情報の範囲はどのようにして決定しますか？

ねらい

保健指導結果の分析などのために第三者にデータを提供する際に個人情報が漏えいしないようにします。

基本的 考え方

個人を特定できるような情報は削除した上でデータを提供します。また、提供するデータは必要最小限にとどめるようにします。第三者にデータを提供しようとする際には、事業者から医療保険者に対して事前に了承を求めるとしたほうが良いでしょう。

[委託基準の遵守]

- 個人情報の匿名化、不必要な情報の削除を行っている。
- 提供する情報の範囲を明確にしている。



5 運営等に関する基準

A 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導（たとえば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

■ 対象者が保健指導を受けやすくするためにどのような工夫をしていますか？

ねらい

できるだけ多くの対象者が保健指導を受けられるような体制を作ります。

基本的
考え方

対象者が指導を受けやすい時間帯に開設されるようにします。

[委託基準の遵守]

● 保健指導を受けやすいように、以下のような工夫（例示）を行っている。

1. 土曜日・日曜日、祝日あるいは夜間に施設での保健指導が受けられる。
2. 保健指導実践者が地域の施設などを利用して移動保健指導を実施する。
3. 事業場を訪問して保健指導を実施する。

B 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

■ 医療保険者が保健指導の実施状況を確認する場合、どのような対応をしますか？

ねらい

医療保険者が委託した保健指導が確実に行われていることを定期的にモニターできるようにします。

基本的
考え方

保健指導の実施やその後のフォロー状況（以下、保健指導等）について定期的な報告を受けることによって、保健指導等が確実に実施されていることを確認します。



[委託基準の遵守]

● 保健指導の実施やその後のフォロー状況についての記録を、以下のタイミングで速やかに提出できる。

1. 定期的な報告
2. 臨時の報告

C 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売等を行わないこと。

■ 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないための対応に関して、以下についてお答えください。

- Q1 組織として商品等の勧誘・販売等を行わないよう、どのような対応をしていますか？
- Q2 保健指導実践者が商品等の勧誘・販売等を行わないように、どのような対応を行っていますか？

ねらい

委託した保健指導の中で不当な行為が行われないようにします。

基本的
考え方

事業者はもちろん、保健指導の実施者などの従業者が対象者への商品等の勧誘・販売、不当な推奨などの行為を行うことは、対象者の不利益になったり、医療保険者の信用を失ったりする危険性があります。

[委託基準の遵守]

- 組織として、商品等の勧誘・販売等を行わないことを明確にしている。
- 保健指導実践者が、商品等の勧誘・販売、不当な推奨を行わないよう、以下の対応を行っている。
 1. 教育指導
 2. 違反した場合の罰則規定の明確化

D 保健指導実践者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実践者の資質の向上に努めていること。

■ 保健指導実践者の資質向上のための研修に関して、以下についてお答えください。

Q3 どのような研修を行っていますか？

Q4 研修の受講状況は、どのような状況ですか？

ねらい

保健指導の質は、マニュアル化された保健指導プログラムとともに、それを実施する保健指導実践者の技能・知識により大きく左右されます。したがって、提供する保健指導の質を維持するために、保健指導サービス事業者は定期的に研修を行わなければなりません。

基本的 考え方

保健指導実践者の技能・知識を向上させるために、メタボリックシンドローム等に関する最新情報や提供される保健指導プログラムの理解、保健指導技術に関する訓練などを行う必要があります。また実施する研修プログラムに保健指導実践者全員が参加できるように時間の確保を行うことが必要です。

[委託基準の遵守]

● 保健指導実践者の技能・知識を向上させるために、以下の事項に関する教育・研修を行っている。

1. 最新の知識に関する教育
2. マニュアルの内容に関する教育・研修
3. 保健指導技術に関する教育・研修

● 保健指導実践者のすべてが参加できるように配慮している。

● 教育・研修の参加記録を、保健指導実践者ごとに管理している。